

改正

令和 5 年 3 月 29 日 規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は藤井寺市柏原市学校給食組合（以下「組合」という。）庁舎における秩序の維持及び施設等の保安全管理に関し必要な事項を定め庁舎内における公務の正常な運営を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において「庁舎」とは、藤井寺市船橋町 9 番地の 1 に所在する組合の庁舎をいい、「構内」とは、組合の敷地として現に使用している区域をいう。

(庁舎管理の所掌)

第 3 条 庁舎管理事務は、事務局長が統轄する。

(禁止行為)

第 4 条 何人も庁舎及び構内（以下「庁舎等」という。）においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 示威又はけん騒
- (2) 通行の妨害になる行為をすること。
- (3) 庁舎及び物件をき損し、庁舎の美観を損し、又は不潔な行為をすること。
- (4) 危険な場所その他指定された場所以外の所において、喫煙し又は火気を取り扱うこと。

(許可を必要とする行為)

第 5 条 庁舎等において次の各号に掲げる行為をしようとする者はあらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、その他これに類する商行為
- (2) 職員に対する寄附の募集及び保険の勧誘
- (3) 宣伝、その他これに類する行為
- (4) 広告物等の掲示又は看板、立札類の設置
- (5) 集会等のため、多数集会して構内を使用すること。
- (6) 仮設工作物の設置その他庁舎等を一時的かつ特別に使用する行為
- (7) 公務以外の目的をもって室、その他の施設設備を使用すること。

(許可申請等)

第 6 条 前条の許可を受けようとする者は、あらかじめ様式第 1 号に定める申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前条の行為の許可に必要な条件を附することが出来る。

3 管理者は、前条の行為の許可を決定したときは、当該申請人に対し様式第2号の許可書を発行するものとする。

(庁舎等に入ることの制限又は禁止)

第7条 管理者は、次の各号の一に該当する者に対しては、庁舎等に入することを制限し、若しくは禁止し、又は必要に応じて退去を命ずることがある。

- (1) 旗、のぼり、宣伝板、その他これらに類するもの、又は拡声機、宣伝車等を所持し、若しくは持ち込もうとする行為をすること。
- (2) 正当な理由がなく、凶器又は人の身体若しくは庁舎等に危害を及ぼすおそれがある物品を所持する者
- (3) 粗野、若しくは乱暴な言動で他人に迷惑を及ぼし、又は、庁舎等の施設若しくは設備を破損するおそれがある者
- (4) 面会を強要する者
- (5) 退庁時刻を過ぎてなお、庁舎等に長居している者
- (6) この規則若しくはこの規則に基づく命令、又は、関係職員の指示に従わない者

2 事務局長は、前項各号に掲げる器物の所有者又は占有者等が、命令に従わないとき、若しくはその者が判明しないとき、又は緊急の必要があるときは、これを撤去し、搬出することができる。

(退庁時の戸締り)

第8条 職員は、退庁の際、庁舎内の窓及び出入口を完全に閉鎖しなければならない。

(盗難の届出)

第9条 庁内において盗難があったときは、事務局長は、直ちにその品名、数量、保管状況等を記載した書面をもって管理者に届出なければならない。

(火気取締責任者)

第10条 庁舎における火災予防に万全を期するため、火気取締責任者と補助員1名を置く。

2 火気取締責任者は、第3条に掲げる者をもって充て、補助員は事務局長が指名する。

(火気の使用)

第11条 火気の使用については、事務局長の承認を受けなければならない。

(火気の点検)

第12条 火気取締責任者及び補助員は退庁の際、火気の有無について検査しなければならない。

2 火気取締責任者は、火気取締上必要がある事項は、当直者に引継がなければならない。

(非常警戒)

第13条 庁舎又はその付近に火災が発生したときは、職員は、上司の指揮を受け、次の各号に掲げる処置をするとともに非常警備に服さなければならない。

- (1) 出入口のとびらを開くこと。
- (2) 夜間にあつては屋内、屋外に点燈すること。

- (3) すべての窓を閉鎖すること。
- (4) 金庫その他重要物件を警戒すること。
- (5) 非常持出書類の搬出又は保管すること。

第14条 職員は、退庁後又は休日若しくは日曜日に庁舎又はその付近に火災が発生したことを知ったときは、速やかに登庁し非常警備に服さなければならない。

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月29日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

庁内利用許可申請書

年 月 日

藤井寺市柏原市学校給食組合

管理者 様

下記のとおり庁内を利用したいので申請します。

申請者	住所 ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日生 性別 男 ・ 女
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用場所	
使用目的	
氏名及び人員	
連絡先	

様式第2号

一 般 庁 舎 使 用 許 可 書

申請者 住 所

氏 名

願出の日時 年 月 日

願出の場所

使用の日時 年 月 日

時 分から

時 分まで

庁舎使用については、下記の条件をつけて許可する。

年 月 日

藤井寺市柏原市学校給食組合

管理者

- 1 使用後は必ず清掃すること。
- 2 施設破損の場合は現物、又は実費弁償すること。
- 3 附加設備を行った場合は、原状に復すること。
- 4 その他、係員の指示に従い使用後は、係員に引継ぐこと。
- 5 火元の管理を厳重にすること。